

○認定調査員研修関係通知 Q & A

① 平成 30 年度調査員研修開催予定表において、具体的な開催日、会場等はいつ決定するのか。

別紙 1 「平成 30 年度認定調査員新任研修開催予定表」に記載されているとおり、およそ 1 か月前には決定しておりますので、その時期になりましたら研修開催区に確認してください。

② 介護支援専門員実務研修が修了する前に、認定調査員新任研修を受講できるか。

受講することはできません。介護支援専門員実務研修修了後に開催される研修にお申し込みください。なお、実務研修修了前に、実務研修修了後に開催される調査員研修に参加を希望される場合は、申込フォームの「介護支援専門員登録番号」欄に実務研修受講番号（〇〇〇〇〇）を記載した上でお申し込みください。後日、介護支援専門員証の登録番号を研修主催担当者に必ずお知らせください。

③ 現在は横浜市からの調査を受託していないが、今後受託する予定である。今のうちに調査員研修を受講しておきたいのだが可能か。

可能ですが、調査を受託するのがしばらく先になるようであれば、調査員研修受講後に調査を実施しない期間ができてしまいますので、できる限り、調査を受託する直前の研修にお申し込みいただきたいと存じます。（本市の調査員研修は 30 年度 7 回開催される予定です。）

④ 市外の事業所に所属しているが横浜市の調査を受託しているので、貴市の調査員研修を受講させてもらえないか。

神奈川県が県内の他市町村職員及び事業者の介護支援専門員を対象に、調査員研修を実施する予定となっておりますので、まずは事業所が所在する自治体にご確認ください。

4 月と 5 月の研修については、横浜市内に所在する事業所のみを対象とさせていただきます。6 月以降の研修については、本市の調査を受託するのであれば、受講することができますが、横浜市内の事業所の方を優先させていただきます。

⑤ 調査員研修受講後いつから調査を実施できるのか。

調査員研修受講後、すぐに調査を実施することができます。ただし、介護支援専門員証の登録番号がないと認定調査に従事することはできませんので、登録番号取得後速やかに研修主催担当者にお知らせください。

⑥ 調査員研修受講後、証明書等が発行されるのか。

発行されません。調査員研修受講後、本市でとりまとめた名簿を神奈川県に提出し、調査員研修

受講者名簿に登録されることにより、調査を実施することができます。

また他都市から認定調査の委託を受ける際、必ず研修受講日の確認がありますので、調査員テキストの最終ページに記録する等、各自で忘れないよう管理してください。

⑦ 特定施設（有料老人ホーム等）、グループホームの介護支援専門員だが調査員研修を受講できるか。

受講できません。横浜市の要介護認定調査の委託に関する要綱において、要介護認定調査を実施できる方は指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員としております。なお、施設に併設する指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員は受講することができます。（兼務の場合も可）

⑧ 小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員だが調査員研修を受講できるか。

受講できません。横浜市の要介護認定調査の委託に関する要綱において、要介護認定調査を実施できる方は指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員としております。なお、施設に併設する指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員は受講することができます。（兼務の場合も可）

⑨ 基準該当居宅介護支援事業者だが調査員研修を受講できるか。

受講できません。横浜市の要介護認定調査の委託に関する要綱において、要介護認定調査を実施できる方は指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員としております。

⑩ 平成 18 年度以降の基準による研修は受講しているが、平成 21 年度以降の追加項目等に関する現任研修を受講していない場合、どうしたらよいか。

今後、追加項目等に関する現任研修は予定していないため、認定調査を行うためには、あらためて平成 21 年度以降の調査員新任研修を受講していただく必要があります。

⑪ 介護支援専門員実務研修を修了しているが介護支援専門員証の登録申請中である。まだ登録番号を付与されていないが、調査員研修を受講できるか。

受講できます。ただし、登録番号がないと認定調査に従事することはできませんので、登録番号取得後研修主催担当者に速やかにお知らせください。